

【文教大学 東日本大震災被災学生への支援策詳細】

<具体策の詳細>

A. 学費減免等措置

(1) 在学中の被災学生に対し、被災状況により、学費を減免する制度（申請制）

被災状況による区分にあわせ、学費を減免する制度とし、かつ、修学の継続を判断できるよう、卒業年次までの支援額を明確とした制度です。

○対象：災害救助法適用地域に学費支弁者が居住する学生で、今回の震災により学費支弁者が死亡又は行方不明、家屋が全半壊・全半焼又は流失の被災に遭われた方。

減免額：

■区分A) 学費の全額免除（平成 23 年度）※

※以後、平成 24 年度は学費の 1/2 相当額、平成 25 年度は学費の 1/4 相当、平成 26 年度は 1/8 相当額を引き続き免除します。

○対象：次の基準①と②の両方に該当する方

- ①学費支弁者を亡くされた方又は行方不明の方
- ②学費支弁者の居住する家屋が全壊、全焼又は流失した方

■区分B) 授業料の全額免除（平成 23 年度）※

※以後、平成 24 年度は授業料の 1/2 相当額、平成 25 年度は授業料の 1/4 相当、平成 26 年度は 1/8 相当額を引き続き免除します。

○対象：次の基準①と②のどちらかに該当する方

- ①学費支弁者を亡くされた方又は行方不明の方
- ②学費支弁者の居住する家屋が全壊、全焼又は流失した方

■区分C) 授業料の 1/2 免除（平成 23 年度のみ）

○対象：学費支弁者の居住する家屋が半壊、半焼した方

用語説明

学費とは：通常、授業料、教育充実費、入学金（初年度のみ）を指します。健康栄養学部では、このほかに実験実習費も含まれます。区分Aの全額免除には、入学金は含まれません。

○ なお、平成 24 年度以降に入学する方に対する措置については未定です。

(2) 文教大学・大学院奨学金の増額

上記(1)の基準には該当しないが、震災による様々な影響により、家計が急変する方の増加が予想されるため、「文教大学・大学院奨学金」を増額して支援する制度です。

○対象：今回の震災により家計が急変し、学費の支弁が困難になった方。

平成26年度までの4年間で、予算総額 6,500 万円の増額を予定しています。

(3) 平成22年度卒業生（震災時に在学中だった方）に被災状況にあわせ、特別の見舞金（一時金）として申請により支給します（見舞金措置）。

○対象：平成22年度卒業生のうち、上記学費減免区分A～Cに該当する方

見舞金額：5万円

B. 特別支援措置（平成23年度限り）

災害救助法適用地域に学費支弁者が居住する学生で、今回の震災により学費支弁者が死亡又は行方不明、家屋が全半壊・全半焼又は流失の被災に遭われた方を対象にした措置です。

(1) 学費の延納期限を秋学期納入期限（平成24年1月）まで延長する

通常は申請により1期分は8月末、2期分は秋学期定期試験前日まで認めていますが、平成23年度に限り、申請により1期分を含めて秋学期定期試験前日（平成24年1月）まで延納を認めます。※但し、9月卒業予定者について通常どおり、1期分は8月末までとします。

(2) 休学の特別措置として、被災状況により休学を余儀なくされる場合にも、配慮した制度として、下記の措置を実施します。

平成23年度新入生および平成23年度2年生以上の在对学生に対して、通常、休学手続時には教育充実費を納付することになっていたが、これを申請により免除します。

●今後のスケジュール

4月5日～5月31日 学費減免・見舞金措置の相談・受付
* 事情で来校できない方は、メール、FAXでも仮申請を受付。

6月中旬 決定（学費減免・見舞金）
※4月5日～30日 休学（教育充実費延納申請）手続き期間
※4月5日～30日 学納金延納手続き期間

以上